

田辺市建設工事等競争入札執行要領の主な改正点
(令和8年6月1日改正分)

○「5 入札の無効」に労務費等の記載がない工事費内訳書が提出された場合の取扱いを追加

<追加記載文>

- (13) 提出された工事費内訳書に材料費、労務費、国土交通省令で定めた経費（以下「労務費等」という。）の記載がない場合で、工事費内訳書の提出後、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない）に労務費等を記載した工事費内訳書を追加提出しなかった入札